

広島市告示第395号
令和7年7月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
社会福祉法人燈心会	デイサービスセンター三滝苑	広島市西区三滝本町二丁目1番1-27号	令和7年7月31日	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護